

と おかまち

Public Relations 市報 No.355

2021
1/25

令和3年 1月25日号

雪による事故・被害に注意しましょう

☎防災安全課 (☎757-3197)

昨年12月中旬からの度重なる大雪により、市内では雪による多くの被害（右表参照）や市民生活への支障が発生しています。降雪期はまだ続きますので、除雪作業中の事故、交通事故、なだれなど、雪に伴う事故や被害に十分注意してください。

【市の態勢など】

- 1月2日(土)午前10時＝大雪警戒本部を設置（本部長：副市長）
- 1月9日(土)午前11時＝豪雪対策本部を設置（本部長：市長）
- 1月10日(日)午前11時＝十日町市に災害救助法が適用（1月31日(日)まで）され、豪雪災害対策本部を設置（本部長：市長）

市の態勢・市内の雪による被害状況は1月17日(日)現在の状況です

【市内の雪による被害状況】

区分・被害程度		被害数	
人的被害	死者	1人	
	重傷者	7人	
	軽傷者	14人	
	計	22人	
建物被害	住家	全壊	—
		半壊	—
		一部損壊	8棟
		床上浸水	2棟
		床下浸水	2棟
		計	12棟
	非住家	全壊	4棟
		半壊	—
		一部損壊	4棟
		床上浸水	—
		床下浸水	—
		計	8棟

安全に除雪作業をするために

3つの合言葉

一人でしない

▶ 作業は二人以上で行う

無理しない

▶ 自分の体調を見ながら行う

落雪・転落気をつけて

▶ 安全な動きやすい服装で行う

このほかにも

- 除雪機に詰まった雪の除去はエンジンを止めてから行いましょう
- 「はしご」はしっかり固定し昇降時は特に注意しましょう

豪雪・新型コロナウイルス
感染症対策
特別編集

P2 灯油流出事故への注意と冬季間のごみ収集について

P3 大雪により住宅などに被害を受けた世帯に対する国民健康保険税および一部負担金、介護保険料の減免について／令和2年度十日町市成人式を開催します／日本遺産認定記念シンポジウム延期のお知らせ

P4 建設課からのお知らせ／空き家の除雪は所有者の責務です

最新情報は市ホームページで



豪雪対策



新型コロナウイルス対策

大雪により住宅などに被害を受けた世帯に対する 国民健康保険税および一部負担金、 介護保険料の減免について

☎市民生活課国保年金係（国民健康保険税・☎757-3735）
医療介護課介護保険係（介護保険料・☎757-3757）

大雪により、納税（付）義務者またはその世帯に属する被保険者の所有する住宅または家財が被害を受け、損害金額*がその住宅または家財の価格の10分の3以上のときは、被害の程度に応じて国民健康保険税および医療機関の窓口で支払う一部負担金、介護保険料の減免を受けることができます。詳しくは問い合わせてください。

●減免について＝下表の基準に応じて減免します。なお、減免の対象となる保険税（料）は、申請時点で納期が未到来となっている分です。

区分 (前年中の 世帯合計所得金額)	減免割合	
	損害金額が 3/10以上5/10未満	損害金額が 5/10以上
500万円以下	1/2	全部
500万円超	1/4	1/2
750万円超	1/8	1/4
1,000万円超	対象外	

●必要書類＝申請者の本人確認書類、り災証明書そのほか災害による損害の程度が証明できる書類、印鑑

●減免割合などの判定＝り災証明書や被害状況などをもとに判断します。

※損害金額は保険金などにより補てんされるべき金額を除いた額

日本遺産認定記念 シンポジウム 延期のお知らせ

☎文化観光推進室（☎755-5133）

市報1月10日号18ページでお知らせした、2月6日(土)開催予定の「日本遺産認定記念シンポジウム」は、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出にともない、実施が困難になったため延期します。新たな開催日程などについては、決定次第改めてお知らせします。



令和2年度 十日町市成人式を開催します

☎生涯学習課（☎757-5011）

☎3月14日(日)午前11時～※開場午前10時30分

☎越後妻有文化ホール「段十ろう」※オンラインでの参加は自宅などからの視聴となります

☎市内出身の新成人（平成11年4月2日～平成12年4月1日生まれの人）

～参加にあたっての留意事項（必ず確認）～

- ・2月15日(月)までに事前申し込みが必要です。詳細は対象者に送付した案内を確認してください
- ・当日出席する人は、案内とともに送付した入場券に必要事項を記入して、会場へ持参してください
- ・欠席する対象者へも記念品を送りますので、連絡をお願いします
- ・緊急事態宣言が発令された都道府県や、都道府県知事が不要不急の外出自粛を要請した地域に居住する新成人は、会場参加はできませんので、オンラインでの参加をお願いします
- ・開催前後の飲酒を伴う会食は自粛をお願いします
- ・家庭内でも感染症予防を徹底し、高齢者との接触は控えるようお願いします

灯油流出事故への注意と冬季間のごみ収集について

☎環境衛生課（☎752-3924）

灯油などの流出事故に注意してください

冬は灯油の流出事故が多発します。その多くは、ホームタンクからの小分け中に、その場を離れてしまうなど人為的なミスにより発生しています。

流出させないために

- 給油中は、その場を絶対に離れない、目を離さないでください
- 給油後は、ホームタンクのバルブを確実に閉めましょう
- 配管に破損などの異常がないか点検しましょう

流出させてしまったら

元栓を閉めて応急処置し、消防本部または市役所へ連絡してください（対応に係る費用は、原因者へ請求されます）。

万が一に備えて

防油堤（灯油があふれ出たときの受け皿）や、給油自動ストップ装置などの給油補助器具を設置しましょう。

給油自動ストップ装置 購入補助

市環境衛生推進協議会（松之山分会除く）では、「給油自動ストップ装置」の購入補助事業を行っています。住んでいる地域の協議会分会事務局へ、問い合わせてください（左表参照）。

【問合せ・申請先】

十日町地域	十日町分会 (環境衛生課)	☎752-3924
川西地域	川西分会 (川西支所地域振興課)	☎768-4951
中里地域	中里分会 (中里支所地域振興課)	☎763-2511
松代地域	松代分会 (松代支所地域振興課)	☎597-2220

冬季間のごみ収集について

市民からごみ収集作業に関して感謝の手紙をいただきましたので紹介します

ごみ収集をして下さっている皆様へ

大雪の中を毎日ごみ収集をし、私たちの生活環境を整えるために働いて下さり、ありがとうございます。我が家は日頃お世話になっている皆様に感謝をお伝えしたいと思い、手紙を書きました。

皆様のお仕事のおかげで、毎日快適に生活できており、心から感謝しています。私たちもごみを捨てる時のルールを守り、できるだけ皆様のご迷惑にならないようにしたいと思っています。

「両手いっぱい仕事を持つよりも、

片手は休息で満たす方がよい」(格言集より)
コロナ禍の中、お仕事も大変と思いますが、休息をしっかり取って、お身体に気をつけてがんばって下さい。

●降雪により、収集が遅れることがあります。また、作業のため渋滞が発生することがあります

●ごみステーションと車道の間を除雪は町内で行ってください。作業を円滑・安全に行うため、ご理解・ご協力をお願いします



建設課からのお知らせ

☎建設課克雪利水係 (☎761-7412)

❄️道路除雪について

今冬は連続的に降雪が続き、数年ぶりの大雪に見舞われています。このため、早朝除雪の遅れや、日中の連続降雪により夕方以降の除雪が間に合わないこともあります。また、一時的に道路幅員が狭くなりますが、順次拡幅や排雪作業を行ってまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。なお、道路除雪に支障となるものは、事故の原因となりますので、撤去しておいてください。

認定外道路除雪の負担軽減について

市道以外の除雪にかかる市民負担を軽減するため、認定外道路除雪費の補助率を下表のとおりかさ上げします。

山間地	90%から 95%へかさ上げ
山間地以外	70%から 80%へかさ上げ

❄️消雪パイプについて

降雪が続き消雪パイプの井戸が渇水したときは、一時的に機械除雪に切り替えるなどの対応をとります。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。あわせて、地下水の節水を心がけ、限りある水資源を守りましょう。

❄️流雪溝について

流雪溝への投雪が集中したとき、流末の水路が雪で閉塞し、水上りが発生することがあります。今冬は降雪量が一気に増えたため、たびたびこの水上りが発生し、住宅への浸水被害も報告されています。水路が閉塞すると、解消まで水を流すことができませんので、ルールを守って流雪溝を利用してください。

❄️個人の雪処理

屋根の雪下ろしは、転落事故に十分注意するとともに、なるべく道路交通の支障にならないよう作業をお願いします。また、屋根などからの雪庇が張り出している建物の近くは、注意して通行してください。

❄️雪崩への注意

降雪量が一気に増えたときや融雪期には、雪崩が起こりやすくなります。市では必要に応じて巡回パトロールを実施していますが、危険なところには絶対に近寄らないようにしてください。

空き家の屋根雪に絡む事故が多発しています

空き家の除雪は所有者の責務です



☎防災安全課 (☎757-3197)

降雪に伴い、空き家からの落雪をはじめ、建物が倒壊するなどの事故が市内で起こっています。雪国における空き家の除雪は所有者の重大な責務です。空き家からの落雪は、地域住民や通行者の生命に関わる問題にもなり、高額な損害賠償責任が発生することもあります。空き家の所有者は、積雪状況などを常に確認し、適時適切な除雪を実施してください。

